

第3 行政評価・監視結果

1 事務費負担金の執行の適正化

勧 告	説明図表番号
(1) 制度の仕組み ア 事務費負担金の額の推移 事務費負担金は、昭和 22 年の農業災害補償制度の発足と同時に交付が開始された。 事務費負担金の予算額は、昭和 59 年度までは、連合会及び組合等の人件費、旅費、庁費、委員手当などの個別経費の積算方式により毎年度算出され、決定されていたが、農業関係予算の見直しにより、60 年度から平成 11 年度までは、毎年度約 541 億円の定額となっていた。さらに、農政改革大綱（平成 10 年 12 月農林水産省決定）等により、各農業団体について組織の合理化、事業運営の効率化を実現することとされたこと等を踏まえ、平成 12 年度からは毎年度 3 億円ずつ減額され、16 年度の予算額は約 526 億円（交付額も同額）となっている。 これに関して、事務費負担金の交付対象経費総額に対する実際の交付額の割合でみると、事務費負担金が積算方式から定額方式に変更された昭和 60 年度には 74.0%であったものが、平成 16 年度には 82.2%と 8.2 ポイント増加している。 イ 事務費負担金の配分方法 事務費負担金は、おおむね 1 割が連合会に、おおむね 9 割が組合等に配分されている。また、個別の連合会に対しては、① 1 連合会当たり 3,800 万円の均等割などによる固定費用割、②前年度実績等を基にした制度共済引受面積等を点数化した事業規模点数や組合員等数などによる事業規模割及び③前年度交付額との較差を調整する調整割の計 3 種類の算定要素により算出し、配分されている。個別の組合等に対しては、①広域合併等により修正した組合等数による固定費用割、②組合等の広域化等による組織整備割、③前年度実績等を基にした制度共済引受面積等を点数化した事業規模点数や組合員等数による事業規模割及び④前年度交付額との較差を調整する調整割の計 4 種類の算定要素により算出し、配分されている。 ウ 事務費負担金の交付対象経費 事務費負担金は、上述第 2-5 のとおり、農災法第 14 条の規定に基づいて、予算の範囲内において、組合等及び連合会の事務費を負担するものである。 事務費負担金の交付対象経費については、農業災害補償法施行令（昭和 22 年政令第 299 号）第 1 条の 4 により、役職員（共済事業を行う市町村にあっては、共済事業に関する事務に従事する吏員その他の職員）の給料、手当、旅費、事務所費、会議費その他連合会の行う保険事業及び組合等の	表 2-(1)-① 表 1-(5)-⑤ 表 2-(1)-② 図 2-(1)-① 表 2-(1)-③ 表 1-(5)-④

勸 告	説明図表番号
行う共済事業に関する事務の執行に必要な費用とされている。 具体的には、「農業災害補償法第 14 条の規定による事務費国庫負担金等交付要綱」(昭和 45 年 5 月 25 日付け 45 農経 B 第 1207 号農林事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)において、①組合等が共済事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、旅費、庁費、委員手当等及び危険段階別共済掛金率の普及推進費並びに、②連合会が保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、旅費、庁費及び委員手当等の経費とされている。さらに、「農業共済団体等運営事業に係る国庫補助対象経費について」(昭和 54 年 5 月 16 日付け 54 農経 B 第 1332 号農林水産省経済局長通知。以下「昭和 54 年局長通知」という。)において、人件費としては、職員給料手当及び法定福利費があり、このうち、職員給料手当については、職員の給料、扶養手当、期末・勤勉手当、通勤手当及び住居手当が事務費負担金の交付対象経費として示されている。	表 2-(1)-④ 表 2-(1)-⑤
エ 事務費負担金における交付対象経費等の取扱い 農林水産省は、事務費負担金の創設以来、任意共済事業に係る経費については事務費負担金の交付対象外としている。 事務費負担金の交付対象団体である連合会及び組合等は、共済事業については、その種類ごとに勘定を設けて経理しており、制度共済事業と任意共済事業とは異なる勘定で経理している。一方、事務費負担金の交付対象となる人件費や庁費等の業務経費については、制度共済事業と任意共済事業とに係る経費を区分せずに業務勘定で一括経理している。 このため、農林水産省は、都道府県に対し、「農業共済団体等運営事業に係る国庫補助対象経費についての一部改正について」(昭和 60 年 6 月 21 日付け 60 農経 B 第 1684 号農林水産省経済局長通知)を発出し、任意共済事業に係る経費については事務費負担金の交付対象外経費とするよう指導している。また、「農業共済事業事務費負担金等の適正執行について」(平成 9 年 3 月 18 日付け経済局保険管理課予算班事務連絡。以下「平成 9 年予算班事務連絡」という。)を発出し、制度共済事業と任意共済事業に係る事務を兼務する職員及びこれらの職員が所属する課(部)の課(部)長等の人件費については、執務量等による^{あん}按分で任意共済事業に係る経費を明確にし、事務費負担金の対象外とするよう指導している。また、この中で、旅費、会議費等についても、任意共済事業に係る用務と制度共済事業に係る用務を同時に執行する場合には、用務の数、所要時間等一定の基準により任意共済事業に係る経費を明確にし、事務費負担金の対象外とするよう指導している。 また、農林水産省は、毎年 1 月頃に、都道府県の農業災害補償制度の担当職員及び連合会の担当職員を対象とする会議において、連合会及び組合等の職員の給与等については、国又は地方公共団体の支給基準等との比較検討を行い、公共的団体として適正な水準とするために規則等を整備する	表 2-(1)-⑥ 表 2-(1)-⑦

勸 告	説明図表番号
よう指導することを求めている。また、この中で、連合会の事務費賦課金の承認審査に際しては、「職員給料及び諸手当については、農業共済団体等の公共的性格にかんがみ、国又は地方公共団体の支給基準等の範囲内で適切な基準を定め支給すること」を確認することとしている。 オ 行政庁の指導、監督等 行政庁は、連合会の保険事業及び組合等の共済事業の業務又は会計に関し、①農災法第 142 条の 2 において、法令等の遵守状況を把握するために必要な報告を徴収し、検査することができるとされとともに、②同法第 142 条の 3 において、毎年一回を常例として検査をしなければならないとされている。さらに、行政庁は、これらの報告の徴収又は検査の結果、連合会又は組合等の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、当該連合会又は組合に対しては同法第 142 条の 5 において必要な措置を採るべき旨を命ずることが、また、共済事業を行う市町村に対しては同法第 142 条の 5 の 2 において必要な措置を採るべき旨を指示することができるとされている。 また、国の補助金等については、補助金適化法第 3 条において、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされとともに、同法第 22 条において、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」とされている。さらに、各省各庁の長は、同法第 6 条において、補助金等の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するとされているとともに、同法第 23 条において、補助事業の実施後において、必要がある場合に補助事業者等又は間接補助事業者等に対して立入検査等を行うことができるとされている。	図 2-(1)-②
(2) 調査結果 今回、事務費負担金の交付対象経費及び交付額が適切に算定されているかなどについて調査した結果（注）、次のような状況がみられた。 （注） 47 都道府県の 44 連合会及び 294 組合等のうち、23 道府県の 22 連合会及び 85 組合等を調査対象とした。ただし、制度共済事業と任意共済事業との按分に係る箇所については、任意共済事業を実施していないもの及び実施していてもわずかであるものを除く、20 連合会及び 66 組合等を調査対象とした。	表 2-(1)-⑧ 表 2-(1)-⑨

勸 告	説明図表番号
ア 任意共済事業に係る経費など事務費負担金の交付対象外経費を交付対象経費としている 22 連合会及び 85 組合等について、事務費負担金の交付対象外経費を交付対象経費としていないか調査したところ、制度共済事業と任意共済事業の両事業に従事する職員の給与等を全額事務費負担金の交付対象経費としているものなど、事務費負担金の交付対象外経費を交付対象経費として事務費負担金の実績報告書(以下「実績報告書」という。)に計上しているものが 14 連合会 (63.6%) 及び 57 組合等 (67.1%) みられる。 これらの事例に係る支出額を当省が試算した結果、その合計は約 6 億 4,573 万円になるとみられ、その詳細は以下のとおりである。 ① 20 連合会及び 66 組合等について、平成 15 年度における状況を調査したところ、共済事業に係る引受、審査、損害評価、支払など共済事業を担当する部門(以下「共済事業担当部門」という。)において、制度共済事業と任意共済事業の両事業に係る事務に従事している職員の給与等の全額を事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上しているものが 2 組合等(3.0%) みられる(共済事業担当部門の職員に対する給与等の支給総額が高い方の組合等における平成 15 年度の当該額は約 2,580 万円となっている。)。この 2 組合等の共済事業担当部門の職員の給与等について、制度共済事業と任意共済事業に係る業務量に基づき、平成 15 年度において事務費負担金の交付対象経費から除外すべきとみられる額を当省が試算した結果、当該額は約 253 万円になるとみられる。 ② 連合会及び組合等の参事は、事務部門の最高責任者として、連合会及び組合等の業務全体の管理・運営に関する企画立案及び業務執行の指揮及び監督に当たっていることから、制度共済事業及び任意共済事業の両事業の業務にかかわっている。20 連合会及び 66 組合等について、平成 15 年度における状況を調査したところ、参事の給与等について 11 連合会及び 31 組合は、制度共済事業分と任意共済事業分に按分して事務費負担金の交付対象経費を実績報告書に計上している。しかし、残る 9 連合会及び 35 組合等のうち、参事を置いていない 1 組合等を除く 9 連合会及び 34 組合等は、参事の給与等を制度共済事業分と任意共済事業分に按分することなく、全額を事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上している(事例がみられた連合会及び組合等のうち、参事に対する給与等の支給総額が最も高額となっている連合会及び組合等における当該額は約 984 万円となっている。)。この 9 連合会及び 34 組合等について、制度共済事業と任意共済事業に係る業務量に基づき参事の給与等を按分し、事務費負担金の交付対象経費から除外すべきとみられる額を当省が試算(注)した結果、当該額は約 6,506 万円になるとみられる。 (注) 制度共済事業と任意共済事業との按分方法については、種々の方法が考えられるが、ここでは、共済事業を直接担当している事業課、業務課などの部署の職員を制度共済事業担当と任意共済事業担当に区分し、その人数の割合により按分する「人頭割方式」により試算した。	表 2-(1)-⑩ 表 2-(1)-⑪ 表 2-(1)-⑫ 表 2-(1)-⑬ 事例 2-(1)-①

勸告	説明図表番号
なお、以下の③についても同様の方法による。 ③ 連合会及び組合等における、共通的な管理業務部門である総務課、経理課等（以下「共通管理部門」という。）の職員は、連合会及び組合等の管理・運営に関する人事・予算や経理等の業務に従事していることから、制度共済事業及び任意共済事業の両事業の業務にかかわっている。20 連合会及び 66 組合等について、平成 15 年度における状況を調査したところ、共通管理部門の職員の給与等について 8 連合会及び 25 組合等は、制度共済事業分と任意共済事業分に按分して事務費負担金の交付対象経費を実績報告書に計上している。しかし、残る 12 連合会(60.0%)及び 41 組合等(62.1%)は、共通管理部門の職員の給与等を制度共済事業分と任意共済事業分に按分することなく、全額を事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上している。（事例がみられた連合会及び組合等のうち、共通管理部門の職員に対する給与等の支給総額が最も高額となっている連合会及び組合等における当該額は約 1 億 9,094 万円となっている。）。この 12 連合会及び 41 組合等について、制度共済事業と任意共済事業に係る業務量に基づき共通管理部門の職員の給与等を按分し、事務費負担金の交付対象経費から除外すべきとみられる額を当省が試算した結果、当該額は約 5 億 4,711 万円になるとみられる。 ④ 庁費の細目である修繕維持費や賃借料等は、制度共済事業と任意共済事業のいずれに属する経費か明確には区分することができない共通経費であるために業務量等に基づき按分する必要があるが、20 連合会及び 66 組合等について、平成 15 年度における状況を調査したところ、これら共通経費を按分せずに一律に制度共済事業に係る経費として事務費負担金の交付対象経費としているものが 3 組合等(4.5%)みられる(事務費負担金の交付対象経費から除外すべきとみられる額は、試算不能)。 ⑤ 旅費等は、制度共済事業に係るものと任意共済事業に係るものとに区分が可能な経費であるが、22 連合会及び 85 組合等について、平成 13 年度から 15 年度における状況を調査したところ、任意共済事業に係る旅費等であるにもかかわらず、制度共済事業に係る経費として事務費負担金の交付対象経費としているものなどが 4 連合会(18.2%)及び 28 組合等(32.9%)みられる。この 4 連合会及び 28 組合等が事務費負担金の交付対象経費に含めた交付対象外経費の額は、平成 13 年度から 15 年度の 3 年度間で計約 3,067 万円になるとみられる。 このような事例がみられた原因は、次のような点にあると考えられる。 ① 農林水産省は、平成 9 年予算班事務連絡により、制度共済事業と任意共済事業に係る事務を兼務する職員の人件費等、旅費、会議費等について、執務量等による按分で任意共済事業に係る経費を明確にして事務費負担金の対象外とするよう指導しているが、これが徹底されていないこと。	表 2-(1)-⑭ 事例 2-(1)-① 表 2-(1)-⑮ 表 2-(1)-⑯ 事例 2-(1)-②

勸 告	説明図表番号
② 農林水産省は「任意共済事業の業務収支の明確化について」（昭和 39 年 3 月 23 日付け 39 農経 B 第 1271 号農林省経済局長通達。以下「昭和 39 年経済局長通達」という。）において、人件費のうちの職員給料手当について、共済事業担当職員にあっては制度共済事業担当と任意共済事業担当に区分し、それぞれの経費とするが、参事等の特別職員及び庶務係、経理係等共通の業務に従事する職員にあっては共通経費で処理するよう連合会及び組合等を指導するよう、都道府県に対して指導している。しかし、同省は、本通達は、任意共済事業の収支状況を明確にする目的で発出したものであって、事務費負担金の交付対象経費を明らかにするためのものではないとの考え方から、これまで、参事及び共通管理部門の職員の給与等については、按分により任意共済事業に係る経費を事務費負担金の交付対象経費から除外するよう都道府県並びに連合会及び組合等に対して指導していないこと。 また、農林水産省が連合会の常例検査に使用しているチェックリストには、「任意担当職員を国庫補助対象外としているか」との記述があるが、農林水産省は、制度共済事業と任意共済事業の両事業に関与する参事及び共通管理部門の職員にかかる給与等を按分しているか否かについては検査していないこと。現に、今回調査対象とした 22 連合会中、参事又は共通管理部門の職員の給与等を按分していない 12 連合会に対し、常例検査において、按分の必要性について指摘していない。また、今回調査対象とした 23 道府県が常例検査の際に使用しているチェックリストにおいても、制度共済事業と任意共済事業の両事業に関与する職員に係る人件費を按分し、国庫補助対象から除外しているかを検査することとされていないこと。 ③ 農林水産省は昭和 39 年経済局長通達において、i)業務収支のうち、制度共済事業と任意共済事業に区分可能なものはそれぞれの収支に区分し、制度共済事業と任意共済事業に区分できない収支は、「共通収益」又は「共通経費」とする、ii)共通収益及び共通経費は、期末において制度共済事業と任意共済事業に按分して分割処理を行うとしているが、制度共済事業と任意共済事業とに区分又は按分すべき修繕維持費や旅費等の経費を具体的に例示していないこと。 ④ 農林水産省及び都道府県が、実績報告書等に記載されている事務費負担金の交付対象経費の額について、制度共済事業と任意共済事業に適切に按分又は区分されているか、十分確認していないこと。	表 2-(1)-⑰ 表 2-(1)-⑱ 表 2-(1)-⑲
イ 当省の試算によれば、事務費負担金が過大に交付されているとみられるものあり 上述アのとおり、任意共済事業に係る経費など事務費負担金の交付対象外経費を交付対象経費として計上している連合会及び組合等がみられ、これらの事例に係る支出額の合計試算額は約 6 億 4,573 万円になるとみられ	表 2-(1)-⑳

勸告	説明図表番号
る。ただし、事務費負担金の交付対象経費の全額について事務費負担金が交付されるものではないことから、上記の合計試算額が直ちに過大交付額とはみなせないものとなっている。 このため、実績報告書に計上された事務費負担金の交付対象経費から、上記の合計試算額を除外して事務費負担金の交付対象経費を当省が再計算（試算）した結果、組合等に交付された事務費負担金額が本来交付すべき事務費負担金額を上回るものが8組合等あり、その額は約1,338万円になるとみられる。 ウ 職員給与等の改定が適切に行われていない 22 連合会及び85 組合等について、人事院勧告等により給与の減額が勧告された平成14 年度及び15 年度において、連合会及び組合等の職員給与等が人事院勧告等に準拠して切り下げられているか調査した結果、職員給与等の額が増額となる際には人事院勧告等に準拠して4 月に遡及して差額支給を行っているにもかかわらず、減額が勧告された際には人事院勧告等に準拠して4 月に遡及せず、年度途中又は翌年度の4 月から職員給与等の改定を実施しており、給与額が高額になるように改定しているものが4 連合会及び11 組合等みられる。 なお、この4 連合会及び11 組合等について、人事院勧告等に準拠し、職員給与等を年度当初に遡及して改定したものとして仮定して当省が遡及額を試算した結果、当該遡及額の合計は約6,646 万円になるとみられる。 この原因は、農林水産省が都道府県に対し、連合会及び組合等が給与等を国又は地方公共団体の給与等に準拠した適正な水準とする指導を行うよう要請しているものの、人事院勧告等に連動した職員給与等の改定期間について、一定の基準を定めるよう指導していないこと等によると考えられる。 (3) 所見 したがって、農林水産省は、事務費負担金の適正かつ効果的・効率的な執行を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。 ① 制度共済事業と任意共済事業との両事業に係る経費（両事業を兼務する職員、参事等及び共通管理部門の職員の人件費並びに修繕維持費や賃借料等の共通経費）について、任意共済事業に係る経費を事務費負担金の交付対象経費から除外する方法を示した上で、これに基づき事務費負担金の交付対象経費を適正に算定するよう連合会を指導するとともに、都道府県に対し組合等を指導するよう助言すること。 ② 制度共済事業に係るものと任意共済事業に係るものとに区分が可能な経費を明示し、これに基づき事務費負担金の交付対象経費を適正に算定するよう連合会を指導するとともに、都道府県に対し組合等を指導するよう助言すること。	表2-(1)-㉑ 表2-(1)-㉒

勸告	説明図表番号
③ 農林水産省による連合会の常例検査のチェックリストに上記①及び②により定めた事項等を盛り込み、連合会におけるこれらの事項の実施状況について漏れなく検査すること。また、都道府県に対し、当該チェックリストに準じて組合等の常例検査を的確に行うよう助言すること。 ④ 農林水産省又は都道府県による常例検査等の結果、事務費負担金が過大に交付されたと確認された場合には、連合会又は組合等から速やかに返還させること。 ⑤ 人事院勧告等において給与の切り下げ勧告等が行われた場合における職員給与等の改定時期に関する基準を作成するよう、連合会を指導するとともに、都道府県に対し組合等を指導するよう助言すること。	

表 2-(1)-① 昭和59年度の事務費負担金の積算方法（一部抜粋）

1 積算に当たっての前提条件

(1) 連合会及び組合等数

連合会：47

組合等：1,967

(2) 連合会及び組合等の補助職員定数

連合会：参事 47 人、一般職員 1,874 人

組合等：参事 356 人、一般職員 13,240 人

(3) 人件費算定に当たっての俸給額

連合会(参事)：行(一) 4 等級 4 号俸相当 205,409 円

連合会(一般職員)：行(一) 6 等級 8 号俸相当 165,200 円

組合等(参事)：行(一) 5 等級 6 号俸相当 176,100 円

組合等(一般職員)：行(一) 6 等級 8 号俸相当 165,200 円

2 積算額

(単位：千円)

区 分	連合会			組合等			連合会、組合等計
	計	本土分	沖縄分	計	本土分	沖縄分	
事務費	6,581,191			46,786,517			53,367,708
職員設置費	6,391,009	6,342,328	48,681	44,460,196	44,309,594	150,602	50,851,205
参事	188,070	184,129	3,941	1,234,237	1,220,691	13,546	1,422,307
職員基本給	127,008	124,356	2,652	832,465	823,339	9,126	959,473
職員諸手当	53,469	52,340	1,129	351,965	348,093	3,872	405,434
諸支出金	7,593	7,433	160	49,807	49,259	548	57,400
一般職員	6,202,939	6,158,199	44,740	43,225,959	43,088,903	137,056	49,428,898
職員基本給	4,181,987	4,151,843	30,144	29,137,068	29,044,722	92,346	33,319,055
職員諸手当	1,770,928	1,758,141	12,787	12,344,749	12,305,581	39,168	14,115,677
諸支出金	250,024	248,215	1,809	1,744,142	1,738,600	5,542	1,994,166
委員手当等	29,021			1,204,818			1,233,839
役員手当	3,540			61,724			65,264
損害評価会委員手当	5,718			196,482			202,200
損害評価員手当	19,763			474,055			493,818
共済連絡員手当				472,557			472,557
事務費	161,161			1,121,503			1,282,664
旅費	11,082			4,057			15,139
庁費	150,079			1,077,517			1,227,596
果樹共済優良農家加入推進強化費				39,929			39,929
事務機械化負担金	615,679			70,070			685,749
機械化実施費負担金	602,938			65,425			668,363
機械化準備費負担金	12,741			4,645			17,386
計	7,196,870			46,856,587			54,053,457

(注) 1 農林水産省の資料による。

2 職員設置費については、沖縄県以外の都道府県と沖縄県とで、人件費の積算単価が異なるため、「本土分」と「沖縄分」に分けて積算している。

3 積算内訳（連合会の職員設置費（6,391,009 千円）

（職員設置費 6,391,009 千円＝(1)+(2)）

(1) 参事（188,070 千円＝ア+イ）

ア 本土分（184,129 千円＝(ア)+(イ)+(ウ)）

(ア) 職員基本給（124,356 千円＝a+b+c）

a 俸給（114,520 千円＝①+②）

① 単価 205,409 円×12 月×46 人＝113,386 千円

② 給与改善分 ①×1%＝1,134 千円

b 扶養手当（6,685 千円＝①+②）

① 単価 11,991 円×12 月×46 人＝6,619 千円

- ② 給与改善分 $① \times 1\% = 66$ 千円
- c 調整手当 (3,151 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $5,652 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 46 \text{ 人} = 3,120$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 31$ 千円
- (イ) 職員諸手当 (52,340 千円 = a + b + c)
 - a 通勤手当 (1,103 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $1,978 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 46 \text{ 人} = 1,092$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 11$ 千円
 - b 期末勤勉手当 (50,780 千円 = ① + ②)
 - ① $(205,409 \text{ 円} + 11,991 \text{ 円} + 5,652 \text{ 円}) \times 4.9 \text{ 月} \times 46 \text{ 人} = 50,277$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 503$ 千円
 - c 住居手当 (457 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $819 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 46 \text{ 人} = 452$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 5$ 千円
- (ウ) 諸支出金 (7,433 千円 = a + b)
 - a 労災保険 (573 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $1,027 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 46 \text{ 人} = 567$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 6$ 千円
 - b 農林年金掛金 (6,860 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $12,304 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 46 \text{ 人} = 6,792$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 68$ 千円
- イ 沖縄分 (3,941 千円 = (ア) + (イ) + (ウ))
- (ア) 職員基本給 (2,652 千円 = a + b)
 - a 俸給 (2,496 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $205,917 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 2,471$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 25$ 千円
 - b 扶養手当 (156 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $12,833 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 154$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 2$ 千円
- (イ) 職員諸手当 (1,129 千円 = a + b + c)
 - a 通勤手当 (29 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $2,417 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 29$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 0$ 千円
 - b 期末勤勉手当 (1,083 千円 = ① + ②)
 - ① $(205,917 \text{ 円} + 12,883 \text{ 円}) \times 4.9 \text{ 月} = 1,073$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 10$ 千円
 - c 住居手当 (17 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $1,417 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 17$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 0$ 千円
- (ウ) 諸支出金 (160 千円 = a + b)
 - a 労災保険 (13 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $1,083 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 13$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 0$ 千円
 - b 農林年金掛金 (147 千円 = ① + ②)
 - ① 単価 $12,167 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 146$ 千円
 - ② 給与改善分 $① \times 1\% = 1$ 千円

(2) 一般職員 (6,202,939 千円=ア+イ)

ア 本土分 (6,158,199 千円=(ア)+(イ)+(ウ))

(ア) 職員基本給 (4,151,843 千円=a+b+c)

a 俸給 (3,724,137 千円=①+②)

① 単価 165,200 円×12 月×1,860 人=3,687,264 千円

② 給与改善分 ①×1%=36,873 千円

b 扶養手当 (279,511 千円=①+②)

① 単価 12,399 円×12 月×1,860 人=276,744 千円

② 給与改善分 ①×1%=2,767 千円

c 調整手当 (148,195 千円=①+②)

① 単価 6,574 円×12 月×1,860 人=146,728 千円

② 給与改善分 ①×1%=1,467 千円

(イ) 職員諸手当 (1,758,141 千円=a+b+c)

a 通勤手当 (44,471 千円=①+②)

① 単価 1,973 円×12 月×1,860 人=44,031 千円

② 給与改善分 ①×1%=440 千円

b 期末勤勉手当 (1,695,336 千円=①+②)

① (165,200 円+12,399 円+6,574 円)×4.9 月×1,860 人=1,678,551 千円

② 給与改善分 ①×1%=16,785 千円

c 住居手当 (18,334 千円=①+②)

① 単価 813 円×12 月×1,860 人=18,153 千円

② 給与改善分 ①×1%=181 千円

(ウ) 諸支出金 (248,215 千円=a+b+c)

a 労災保険 (18,620 千円=①+②)

① 単価 826 円×12 月×1,860 人=18,436 千円

② 給与改善分 ①×1%=184 千円

b 農林年金掛金 (229,595 千円=①+②)

① 単価 10,185 円×12 月×1,860 人=227,321 千円

② 給与改善分 ①×1%=2,274 千円

イ 沖縄分 (44,740 千円=(ア)+(イ)+(ウ))

(ア) 職員基本給 (30,144 千円=a+b)

a 俸給 (28,032 千円=①+②)

① 単価 165,200 円×12 月×14 人=27,754 千円

② 給与改善分 ①×1%=278 千円

b 扶養手当 (2,112 千円=①+②)

① 単価 12,446 円×12 月×14 人=2,091 千円

② 給与改善分 ①×1%=21 千円

(イ) 職員諸手当 (12,787 千円=a+b+c)

a 通勤手当 (338 千円=①+②)

① 単価 1,988 円×12 月×14 人=334 千円

② 給与改善分 ①×1%=4 千円

b 期末勤勉手当 (12,309 千円=①+②)

① (165,200 円+12,446 円)×4.9 月×14 人=12,187 千円

② 給与改善分 ①×1%=122 千円

c 住居手当 (140 千円=①+②)

① 単価 827 円×12 月×14 人=139 千円

② 給与改善分 ①×1%=1 千円

- (ウ) 諸支出金 (1,809 千円=a+b+c)
- a 労災保険 (140 千円=①+②)
- ① 単価 827 円×12 月×14 人=139 千円
- ② 給与改善分 ①×1%=1 千円
- b 農林年金掛金 (1,669 円=①+②)
- ① 単価 9,833 円×12 月×14 人=1,652 千円
- ② 給与改善分 ①×1%=17 千円

- (注) 1 農林水産省作成の農業共済事業事務費負担金の昭和59年度予算資料に基づき当省が作成した。
- 2 「3 積算内訳(連合会の職員設置費(6,391,009千円))」は、事務費の内訳(職員設置費、委員手当等及び事務費)のうち、連合会分の職員設置費について、その積算方法を示したものである。

表2-(1)-② 事務費負担金の交付対象経費に占める負担金交付額の割合

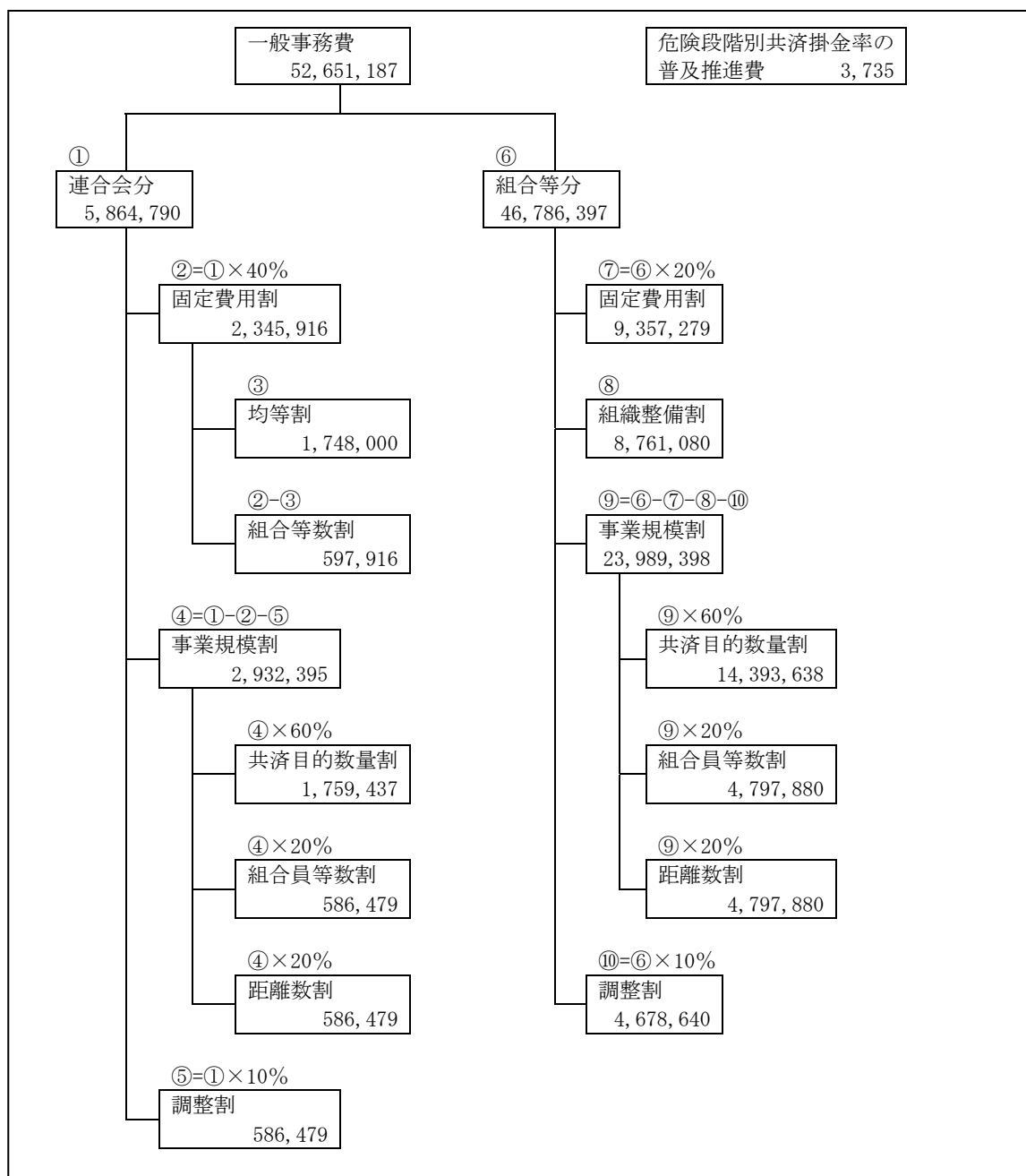
(単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	昭和 60	平成 11	12	13	14	15	16
事務費負担金の交付 対象経費 (A)	73,201 (100.0)	71,417 (97.6)	68,529 (93.6)	67,637 (92.4)	65,758 (89.8)	65,319 (89.2)	64,037 (87.5)
事務費負担金の交付 額 (B)	54,141 (100.0)	54,141 (100.0)	53,841 (99.4)	53,541 (98.9)	53,239 (98.3)	52,941 (97.8)	52,641 (97.2)
国費の割合 (B/A)	74.0	75.8	78.6	79.2	81.0	81.0	82.2

- (注) 1 農林水産省の資料による。
- 2 各欄の()内の数字は、昭和60年度を100とした指数である。

図 2-(1)-① 平成15年度事務費負担金当初配分概念図

(単位：千円)



- (注) 1 農林水産省作成の「平成15年度事務費負担金当初配分概念図」による。
 2 平成15年度の事務費負担金交付額は、529億4,118万7,000円であるが、本図には当初配分額526億5,492万2,000円（一般事務費526億5,118万7,000円及び危険段階別共済掛金率の普及推進費373万5,000円）について記載した。
 3 配分方法の詳細は、表2-(1)-③を参照。

表 2-(1)-③ 平成15年度事務費負担金の配分方法

区 分	配分方法
①連合会分	配分総額の約 10%を配分
②固定費用割	連合会への配分総額 (①) の 40%相当額を配分
③均等割	1 連合会当たり 3,800 万円を配分
組合等数割 (②-③)	固定費用割配分額 (②) から均等割の配分額 (③) を差し引いた残額を次の方法により修正した組合等数 (以下「修正組合等数」という。) により比例配分 1 広域合併組合等の調整 組織整備計画 (平成 2 年 4 月 1 日現在) 完了後の組合等数 (休止組合等を除く。以下同じ。) を基準とするが、平成10年度以降の広域合併組合等 (一部事務組合を含む。) が存在する場合については、次の方法により調整して得た数を加算して、当該組合等の数とする。 〈平成10年度以降の広域合併組合等についての調整〉 ・平成10年度及び平成11年度の広域合併組合等：旧組合等数 × 0.2 ・平成12年度の広域合併組合等：旧組合等数 × 0.3 ・平成13年度の広域合併組合等：旧組合等数 × 0.4 ・平成14年度の広域合併組合等：旧組合等数 × 0.5 (注) 旧組合等数とは、当該組合等が設立される直前の当該合併対象となった組合等の数をいう。 2 1 組合等当たりの事業規模等による調整 (1) 平成15年4月1日現在の見込組合等数を分母とする都道府県ごとの1 組合等当たりの平均事業規模点数 (以下「A」という。) 及び平均実組合員等数 (以下「B」という。) を算出する。 (2) (1)により算出された、A及びBの資料を用いて、それぞれごとに全国の最小値と最大値の比をAについては1:5、Bについては1:3とする都道府県ごとのA及びBに関する指数 (以下「A指数」又は「B指数」という。) を求める。 (3) 都道府県ごとにA指数にB指数を乗じた指数 (以下「修正係数」という。) を算出する。 (4) その算出された修正係数に 1 により求めた組合等数を乗じた都道府県ごとの修正組合等数を算定する。
④事業規模割	配分総額から②固定費用割、⑤調整割を差し引いた残額を次の方法により配分
共済目的数量割	④事業規模割総額の 6/10 を事業規模点数により比例配分
組合員等数割	④事業規模割総額の 2/10 を実組合員等数により比例配分
距離数割	④事業規模割総額の 2/10 を連合会から組合等までの延べ距離数及び東京と各連合会所在地間の距離数により比例配分
⑤調整割	本年度一般事務費当初配分総額の前年度一般事務費当初配分総額に対する比率が、都道府県ごとにみて、103%を超えず 95%を下回らないように調整して、①連合会配分総額の 10%相当額を配分
⑥組合等分	配分総額の約 90%を配分
⑦固定費用割	組合等への配分総額 (⑥) の 20%相当額を再修正組合等数 (修正組合等数を市町村営較差指数 ((組合数 × 1.06 + 市町村営数) / 組合等数) で再修正したもの) により比例配分
⑧組織整備割	1 参事職割 新広域組合等 (区域が旧郡の地域を超える組合等 (一部事務組合を含む。) 及び地理的要因等からこれに準ずると認められる組合等 (一部事務組合を含む。) をいう。以下同じ。) に対し、1 組合等当たり 800 万円を配分 2 専門職割

⑧組織整備割 (続き)	新広域組合等に対し、事業規模点数及び実施事業数を考慮して、1～9人分(1人当たり520万円)を配分 3 区域内市町村数割 新広域組合等に対し、(区域内市町村数－1)×20万円を配分 ただし、平成14年4月1日以降に合併した新広域組合等については、参事職割の配分単価を640万円に、専門職割を416万円に、区域内市町村数割を16万円とする。
⑨事業規模割	組合等への配分総額(⑥)から固定費用割(⑦)、組織整備割(⑧)及び調整割(⑩)を差し引いた残額を配分
共済目的数量割	事業規模割総額(⑨)の6/10を事業規模点数により比例配分
組合員等数割	事業規模割総額(⑨)の2/10を実組合員等数により比例配分
距離数割	事業規模割総額(⑨)の2/10を組合等から共済連絡員住所地までの延べ距離数により比例配分
⑩調整割	組合等への配分総額(⑥)の10%相当額を、本年度一般事務費当初配分総額の前年度一般事務費当初配分総額に対する比率が、都道府県ごとにみて、103%を超えず95%を下回らないように調整して配分

- (注) 1 農林水産省作成の「平成15年度事務費負担金の当初配分資料」に基づき当省が作成した。
- 2 国における一般事務費の当初配分の方法である。
- 3 「配分の区分」欄の○内の数字は、図2-(1)-①に対応している。
- 4 「④事業規模割」及び「⑨事業規模割」欄の「共済目的数量割」欄の「事業規模点数」とは、引受面積等を点数化したものである。
- 点数の付け方は、次のとおりである(例示)。
- ・農作物共済事業：10a当たり1.0点
 - ・家畜共済事業(胎児)：1頭当たり2.3点
(肉豚)：1頭当たり0.3点
 - ・果樹共済事業(収穫共済)：10a当たり8.5点
(樹体共済)：10a当たり3.7点

表2-(1)-④ 交付要綱に基づく事務費負担金の対象経費及び負担率

	対象経費	負担率
組合等事務費	負担金交付組合等(注2)以外の組合等が農災法に基づいて行う共済事業に関する基幹的な事務を行うのに要する次の経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費 1 人件費 2 旅費 3 庁費 4 委員手当等 5 危険段階別共済掛金率の普及推進費	定額
農業共済団体等事務費	連合会及び負担金交付組合等が農災法に基づいて行う共済事業(連合会が行う共済事業を除く。)又は保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する次の経費(5の経費は負担金交付組合等に限る。) 1 人件費 2 旅費 3 庁費 4 委員手当等 5 危険段階別共済掛金率の普及推進費	

- (注) 1 平成17年度の交付要綱に基づき当省が作成した。
- 2 「負担金交付組合等」とは、農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金交付規則第2条第2項の規定に基づき農林水産大臣が別に定める都道府県内の組合等(表1-(5)-④の注3を参照)をいうが、本報告書においては「直接交付組合」と呼称する。

表 2-(1)-⑤ 事務費負担金の交付対象経費の内容

経費の区分			経費の内容
	中分類	小分類	
人件費	人件費	職員給料手当	職員の給料、扶養手当、期末・勤勉手当、通勤手当及び住居手当
		法定福利費	労災保険料、厚生年金保険料及び特例業務負担金
旅費	旅費交通費	役員旅費交通費	役員が、理事会、監事会、県中央会議、地区会議及び国、県等が主催する研修会に出席するのに要する旅費交通費
		職員旅費交通費	職員が、引受事務、損害評価事務及び指導連絡を行うのに要する旅費交通費並びに県中央会議、地区会議及び国、県等が主催する研修会に出席するのに要する旅費交通費
	損害評価費	旅費	損害評価会委員及び損害評価員の損害評価に必要な旅費
庁費	事務費	通信運搬費	通信運搬費、図書印刷費、消耗品費及び手数料
		図書印刷費	
		消耗品費	
		手数料	
	業務費	会議費	会議費（会場借料、茶菓及び昼食代）
		講習会費	講習会費（会場借料、資料印刷費、茶菓及び昼食代）
		委託費	委託費
	施設費	光熱水費	光熱水費、備品費、燃料費、賃借料、修繕維持費及び保険料
		備品費	
		燃料費	
		賃借料	
		修繕維持費	
		保険料	
	損害評価費	会議費	損害評価を行うのに要する会議費（会場借料、茶菓及び昼食代）、賃金、賃借料及び燃料費
		賃金	
		賃借料	
		燃料費	
		雑費	共済目的の被害状況を保存する場合に必要な写真の作成費
	人件費	賃金	臨時に雇用した者に対して支払う賃金
委員手当等	人件費	役員報酬	役員報酬（退職慰労金その他これに類する報酬を除く）
	損害評価費	報酬	損害評価会委員及び損害評価員に対する報酬
	業務費	報酬	共済連絡員に対する報酬
危険段階別 共済掛金率 の普及推進 費	人件費	賃金	危険段階別共済掛金率の普及推進に係る資料等の作成のため、データ入力を行うのに臨時に雇用した者に対して支払う賃金
	旅費交通費	職員旅費交通費	危険段階別共済掛金率の普及推進を図るための旅費、通信運搬費、資料印刷費、消耗品費、会議費（会場借料、茶菓及び昼食代）、委員旅費及び委員謝金
	事務費	通信運搬費	
		図書印刷費	
		消耗品費	
		会議費	
	業務費	委員等旅費	
		諸謝金	
		委託費	危険段階別共済掛金率の普及推進に係る資料等作成のため、データ入力を委託して行った場合の委託費
	普及推進費	広報費	危険段階別共済掛金率の普及推進に係るパンフレット等作成費

(注) 1 昭和54年局長通知に基づき当省が作成した。

2 昭和54年局長通知では、組合（特定組合を除く）、特定組合、市町村、連合会の4区分ごとに対象経費が定められているが、本表には組合（特定組合を除く）に対する事務費負担金の経費内容を記載した。

表 2-(1)-⑥ 事務費負担金の交付対象経費の制度共済事業と任意共済事業への区分に係る通知等

通知等名	業務経費の制度共済事業と任意共済事業の区分方法
農業共済団体等運営事業に係る国庫補助対象経費について （昭和60年6月21日付け60農経B第1684号）	「なお、任意共済関係の経費については、国庫補助対象経費に含まれていないので念のために申し添える。」とされているが、具体的な区分方法等や対象経費は示されていない。
農業共済事業事務費負担金等の適正執行について （平成9年保険管理課予算班事務連絡）	制度共済事業と任意共済事業に係る事務を兼務する職員及びこれらの職員が所属する課（部）の課（部）長等の人件費については、執務量等による按分で任意共済事業に係る経費を明確にし、国庫補助対象外とする。 旅費及び会議費等において、任意共済事業に係る用務と制度共済事業に係る用務を同時に執行する場合には、用務の数、所要時間の割合など一定の基準で任意共済事業に係る経費を明確にし、国庫補助対象外とする。

（注） 通知等に基づき当省が作成した。

表 2-(1)-⑦ 事務費賦課金の承認に際しての留意事項（人件費に係る記述）

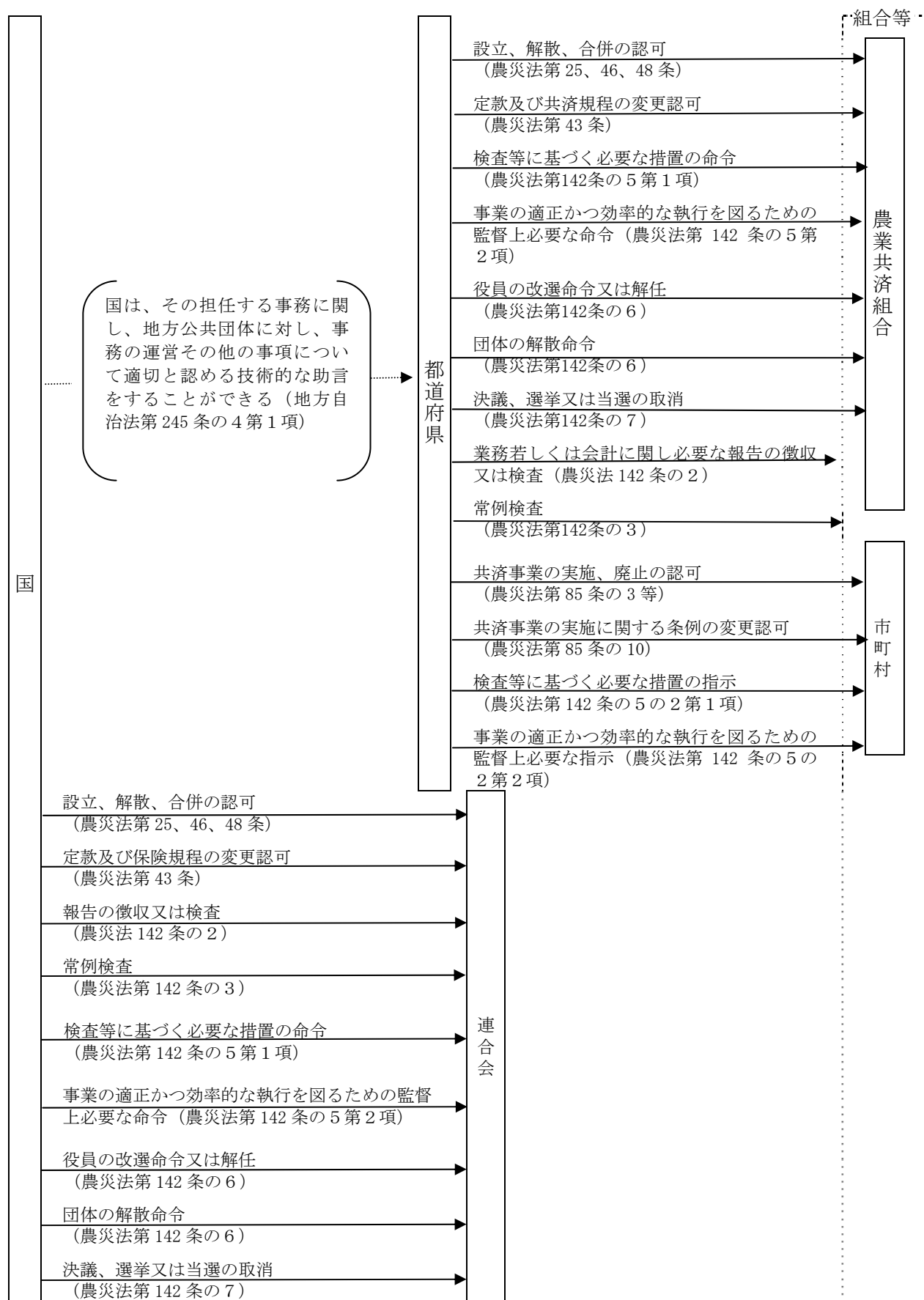
3 業務収支予算の編成について (3) 支出予算については、特に次の事項に十分留意すること ② 人件費について イ 職員給料手当等 職員給料及び諸手当については、農業共済団体等の公共的性格にかんがみ、国又は地方公共団体の支給基準等の範囲内で適切な基準を定め支給すること。 期末勤勉手当の支給月数は、年間4.4月以内とすること。また、国又は地方公共団体に準じて職務段階に応じた期末勤勉手当の加算措置を行う場合は、その職員の職責を勘案し、加算額については、国又は地方公共団体の支給基準の範囲以内で支給すること。 なお、職員の新規採用に当たっては、中長期的な事業量や財務状況等の推移を勘案の上、慎重に対応すること。

（注） 1 「事務費賦課金」とは、農災法第87条において、連合会及び組合等が、共済規程等の定めるところにより、組合員等に賦課することができるとされている、国庫が負担する事務費以外の事務費である。

事務費賦課金の額及び賦課方法については、農災法施行令に基づき、組合等にあつては、都道府県知事の、連合会にあつては農林水産大臣の承認を受けることとされている。なお、共済事業を行う市町村にあつては、都道府県知事に報告することとされている。

2 本表は、農林水産省が平成15年度に都道府県の農業災害補償制度担当者を対象として開催した「都道府県農業災害補償制度担当者会議」及び連合会の総務・指導担当職員を対象として開催した「農業共済組合連合会総務・指導担当者会議」において配布した事務費賦課承認申請関係資料から、人件費に係る記述を抜粋した。

図 2-(1)-② 連合会及び組合等に対する農林水産省又は都道府県の立入検査等の権限等



（注）農災法に基づき当省が作成した。

表 2-(1)-⑧ 全国の連合会及び組合等の総数並びに調査対象とした連合会及び組合等の数
(単位：連合会、組合等、市町村、一部事務組合)

区分	連 合 会 数	組合等数	農業共済組合		市町村及び一部事務		
			うち、 特定組合	務	市町村	一部事務組合	
総 数	44	294	216	3	78	18	60
うち、調査対象数	22	85	77	1	8	1	7
任意共済事業未実施	0	10	3	0	7	1	6
任意共済事業を実施しているが業務量が極めて少ないもの	2	9	9	0	0	0	0

- (注) 1 「総数」は、農林水産省の資料による。
2 平成16年4月1日現在の数である。
3 市町村及び一部事務組合は、農災法第85条の7により、任意共済事業を行うことはできないとされている。この場合、当該市町村及び一部事務組合の管内の農家等については、連合会が任意共済事業を引き受けている。ただし、市町村及び一部事務組合の中には、任意共済の受付等の業務を行っているものがあり、これら受付等（取次ぎ）業務を行っている市町村及び一部事務組合については、任意共済事業の実施組合等に含めた。

表 2-(1)-⑨ 調査対象連合会及び組合等に対する事務費負担金の交付額 (単位：千円、%)

区 分	年度	事務費負担金の交付対象経費 (A)	国庫負担金額 (B)	差額 (A - B)	国庫負担率 (B / A)
連合会	平成 13	6,407,493	3,153,839	3,253,654	49.2
	14	6,211,965	3,139,139	3,072,826	50.5
	15	6,110,984	3,193,623	2,917,361	52.3
	計	18,730,442	9,486,601	9,243,841	50.6
組合等	13	20,870,016	17,854,260	3,015,756	85.5
	14	20,269,398	17,854,742	2,414,656	88.1
	15	20,074,917	17,666,193	2,408,724	88.0
	計	61,214,331	53,375,195	7,839,136	87.2
合計	13	27,277,509	21,008,099	6,269,410	77.0
	14	26,481,363	20,993,881	5,487,482	79.3
	15	26,185,901	20,859,816	5,326,085	79.7
	計	79,944,773	62,861,796	17,082,977	78.6

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 今回調査対象とした22連合会及び85組合等について作成した。

表 2-(1)-⑩ 任意共済事業に係る経費など事務費負担金の交付対象外経費を交付対象経費としているもの

事例の内容		事例のみ られた連 合会、組 合等数	事例に係る額			
			平成13年度	14	15	計
制度共済事業と任意共済事業の両事業に従事する職員の給与等の按分処理を行っていないもの		13連合会 43組合等			約 6 億1,470万円	約 6 億1,470万円
職員の種類	共済事業担当 部門の職員	2 組合等			約253万円	約253万円
	参 事	9 連合会 34組合等			約6,506万円	約6,506万円
	共通管理部門 の職員	12連合会 41組合等			約 5 億4,711万円	約 5 億4,711万円
庁費の細目である修繕維持費や賃借料等の共通経費の按分処理を行っていないもの		3 組合等			(額の算定困難)	(額の算定困難)
旅費等制度共済事業に係るものと任意共済事業に係るものとに区分が可能な経費等を事務費負担金の交付対象経費に計上しているもの		4 連合会 28組合等	約973万円	約1,340万円	約754万円	約3,067万円
計 (実数)		14連合会 57組合等	約973万円	約1,340万円	約 6 億2,224万円	約 6 億4,537万円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「旅費等制度共済事業に係るものと任意共済事業に係るものとに区分が可能な経費等を事務費負担金の交付対象経費に計上しているもの」については、平成13年度から15年度について調査した。その他については、平成15年度について調査した。

表 2-(1)-⑪ 制度共済事業と任意共済事業の両事業に従事する職員の給与等を全額事務費負担金の交付対象経費としている連合会及び組合等 (単位：連合会、組合等)

区 分	調査対象連合会 及び組合等数		制度共済事業と任 意共済事業の両事 業に従事する職員 の給与等を按分し ているもの		制度共済事業と任意 共済事業の両事業に 従事する職員の給与 等を全額事務費負担 金の交付対象経費と しているもの		負担金対象経 費から除外する 必要がある とみられる額 (当省試算)
	連合会	組合等	連合会	組合等	連合会	組合等	
共 済 事 業 担 当 部門の職員	20	66	20	64	0	2	約253万円
参 事	20	65 (注3)	11	31	9	34	約6,506万円
共 通 管 理 部 門 の職員	20	66	8	25	12	41	約 5 億4,711万円
計			39 (7)	120 (23)	21 (13)	77 (43)	約 6 億1,470万円

(注) 1 「調査対象連合会及び組合等数」欄の数字は、調査対象連合会及び組合等数のうち任意共済事業を実施していないもの、及び実施していてもその事業量が少ないものを除いた数である。

2 計欄の () 内の数字は、実数である。

3 参事を置いていない組合等 (N d 組合) があるため、65となる。

表 2-(1)-⑫ 制度共済事業と任意共済事業の両事業に係る事務に従事している職員の給与等の全額を事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上しているもの

(単位：人、円、%)

組合等名	全額事務費負担金の交付対象経費とされている職員の数	左の職員の給与等の額 (A)	按分率 (B)	按分後の額 (C=A×B)	差額 (A-C)
N d 組合	4	25,797,757	94.6	24,404,678	1,393,079
W b 組合	2	8,058,249	94.2	7,590,870	467,379
		6,191,825	89.2	5,523,107	668,718
計	6	40,047,831		37,518,655	2,529,176

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 本表は、調査対象連合会及び組合等において、共済事業担当部門の職員であって、制度共済事業と任意共済事業の両方の業務に従事しているにもかかわらず、当該職員の給与等を全額事務費負担金の交付対象経費としている連合会及び組合等について作成した。
- 3 「全額事務費負担金の交付対象経費とされている職員の数」欄の数は、共済事業担当部門の職員であって、制度共済事業と任意共済事業の両方の業務に従事しているにもかかわらず、給与等が全額事務費負担金の交付対象経費とされている職員の数である。
- 4 「左の職員の給与等の額」は、平成15年度の事務費負担金の交付対象経費に計上された、共済事業担当部門において制度共済事業と任意共済事業の両方の業務に従事している職員の給与等の額である。
- 5 「按分率」は、共済事業担当部門において、制度共済事業と任意共済事業の両方の業務に従事している職員について、両方の業務に係る執務量の計に対する制度共済事業の執務量の割合である。
- 6 「按分後の額」欄の金額は、全額事務費負担金の交付対象経費とされている職員の給与等の額に按分率を乗じた額であり、事務費負担金の交付対象経費とすべきと認められる額である。
- 7 「差額」欄の金額は、事務費負担金の交付対象経費とした給与等の額から、制度共済事業分の按分を行った後の給与等の額を減じた額である。

表 2-(1)-⑬ 調査対象連合会及び組合等のうち、参事の給与等を全額事務費負担金の交付対象経費と
しているもの (単位：円、%)

連合会及び 組合等名	参事の給給与等の額		按分率 (B)	按分後の額 (C=A×B)	差額 (A-C)
	給与等の額 (A)	給与等の額の根拠			
Z 1 連合会	7,446,526	按②	82.5	6,143,384	1,303,142
Z 2 連合会	9,835,363	実	66.7	6,560,187	3,275,176
Z 4 連合会	9,704,567	実	71.3	6,919,356	2,785,211
Z 6 連合会	6,132,025	按①	66.7	4,090,061	2,041,964
Z 9 連合会	9,416,579	実	73.3	6,902,352	2,514,227
Z 13 連合会	9,790,447	実	64.7	6,334,419	3,456,028
Z 15 連合会	4,935,276	按②	92.6	4,570,066	365,210
Z 19 連合会	3,795,911	按①	93.1	3,533,993	261,918
Z 22 連合会	8,777,498	実	79.2	6,951,778	1,825,720
9 連合会計	69,834,192			52,005,596	17,828,596
A b 組合	7,936,035	実	78.0	6,190,107	1,745,928
B b 組合	7,551,961	実	81.8	6,177,504	1,374,457
B c 組合	7,970,942	実	81.5	6,496,318	1,474,624
B d 組合	7,916,935	実	86.4	6,840,232	1,076,703
F b 組合	3,235,283	按①	91.6	2,963,519	271,764
F c 組合	8,795,053	実	77.3	6,798,576	1,996,477
H c 組合	8,400,598	実	90.0	7,560,538	840,060
J a 組合	8,496,111	実	82.1	6,975,307	1,520,804
L b 組合	5,251,060	按①	91.9	4,825,724	425,336
L c 組合	5,210,018	按①	90.5	4,715,066	494,952
M a 組合	3,518,000	実	92.1	3,240,078	277,922
O a 組合	7,467,681	実	90.5	6,758,251	709,430
O b 組合	7,875,214	実	85.0	6,693,932	1,181,282
O c 組合	7,540,300	実	80.0	6,032,240	1,508,060
Q a 組合	5,850,092	按②	92.3	5,399,635	450,457
Q b 組合	5,983,660	按②	90.2	5,397,261	586,399
Q c 組合	6,830,771	按②	95.2	6,502,894	327,877
Q d 組合	6,573,786	按②	92.6	6,087,326	486,460
R a 組合	8,209,213	実	67.9	5,574,056	2,635,157
R b 組合	7,976,536	実	56.0	4,466,860	3,509,676
R c 組合	7,667,357	実	66.7	5,114,127	2,553,230
R d 組合	8,093,111	実	72.2	5,843,226	2,249,885
T a 組合	7,712,811	実	82.7	6,378,495	1,334,316
T b 組合	(参事、副参事の計) 15,867,425	実	66.6	10,567,705	5,299,720
T c 組合	7,860,572	実	79.3	6,233,434	1,627,138
T d 組合	8,150,479	実	73.4	5,982,452	2,168,027
V a 組合	5,607,072	按①	72.7	4,076,341	1,530,731
V b 組合	5,306,680	按①	81.6	4,330,251	976,429
V c 組合	5,336,054	按①	75.0	4,002,041	1,334,014
V d 組合	6,254,176	按①	88.3	5,522,437	731,739
W a 組合	8,554,544	実	74.7	6,390,244	2,164,300
W b 組合	8,893,257	実	92.1	8,190,690	702,567
W c 組合	8,482,113	実	90.4	7,667,830	814,283
W d 組合	8,539,454	実	90.0	7,685,509	853,945
34 組合等計	250,914,354			203,680,206	47,234,149
合計	320,748,546			255,685,802	65,062,745

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 本表は、調査対象連合会及び組合等において、参事の給与等を全額事務費負担金の交付対象経費としている連合会及び組合等について作成した。
- 3 「参事の給与等の額」は、平成15年度の事務費負担金の交付対象経費に計上された額であるが、実額が把握できなかった連合会及び組合等については、次の方法により算出した。
 - ① 参事及び共通管理部門の職員の給与等の合計額が把握可能な連合会及び組合等
参事及び共通管理部門の職員の給与等の合計額を参事及び共通管理部門の職員数で除した1人当たりの平均額を給与等の額とした。
 - ② 部門別の給与等額が把握できなかった連合会及び組合等
事務費負担金交付対象給与等の総額を事務費負担金交付対象とされた職員総数で除した1人当たりの平均額を給与等の額とした。
- 4 「参事の給与等の額」欄の「給与等の額の根拠」欄の符号は、次のとおりである。
「実」：連合会及び組合等からの聞き取り又は実績報告書の添付資料等で把握した実額
「按①」：上記「3」の①の方法で算出した額
「按②」：上記「3」の②の方法で算出した額
なお、参事のほかそれに準ずる職員が配置されている組合等にあつては、複数人数分の額を計上した。
- 5 「按分率」は、制度共済事業に従事しているとみられる率であつて、当省が次のとおり試算した。
 - ・ 共済事業担当部門の職員について、制度共済事業の担当職員と任意共済事業の担当職員に区分し、制度共済担当職員数を共済事業担当職員数で除した数である。ただし、i)制度共済事業と任意共済事業を兼務している職員については、連合会及び組合等からの聞き取りにより、例えば、制度共済事業分0.5人という形で按分し、ii)共済事業担当部門の部長、課長、係長等の管理職員であつて、制度共済事業と任意共済事業の両方に係わっている者については、制度共済事業と任意共済事業に従事する当該部、課又は係の係員の数に応じて業務量を按分した。
- 6 「按分後の額」欄の金額は、参事の給与等の額に按分率を乗じた額であり、事務費負担金の交付対象経費とすべきと認められる額である。
- 7 「差額」欄の金額は、事務費負担金の交付対象経費とした給与等の額から、制度共済事業分の按分を行った後の給与等の額を減じた額である。

表 2-(1)-⑭ 調査対象連合会及び組合等のうち、共通管理部門の職員の給与等を全額事務費負担金の
交付対象経費としているもの (単位：人、円、%)

連合会及び 組合等名	共通管理 部門の職 員数	左の職員の給与等の額		按分率 (B)	按分後の額 (C=A×B)	差額 (A-C)
		給与等の額 (A)	給与等の額 の根拠			
Z 1 連合会	10	74,465,260	按②	82.5	61,433,840	13,031,421
Z 2 連合会	18	112,365,488	実	66.7	74,947,780	37,417,708
Z 4 連合会	28	190,937,536	実	71.3	136,138,463	54,799,073
Z 6 連合会	9	55,188,226	按①	66.7	36,810,547	18,377,679
Z 8 連合会	15	78,582,241	実	80.0	62,865,793	15,716,448
Z 9 連合会	16	101,745,796	実	73.3	74,579,668	27,166,128
Z10 連合会	16	110,247,856	按②	82.1	90,513,490	19,734,366
Z13 連合会	12	84,120,429	按①	64.7	54,425,918	29,694,511
Z15 連合会	9	44,417,489	按②	92.6	41,130,595	3,286,894
Z16 連合会	7	39,718,656	実	91.7	36,422,008	3,296,648
Z17 連合会	11	73,992,934	実	85.0	62,893,994	11,098,940
Z19 連合会	6	22,775,469	按①	93.1	21,203,961	1,571,507
12 連合会計	157	988,557,380			753,366,057	235,191,323
A b 組合	13	81,960,630	実	78.0	63,929,291	18,031,339
B a 組合	5	23,069,624	実	79.7	18,386,490	4,683,134
B b 組合	7	43,931,196	実	81.8	35,935,718	7,995,478
B c 組合	6	35,422,553	実	81.5	28,869,381	6,553,172
B d 組合	3	15,154,682	実	86.4	13,093,645	2,061,037
C a 組合	11	64,506,724	実	85.0	54,830,715	9,676,009
C d 組合	7	39,042,019	按②	85.9	33,537,094	5,504,925
F b 組合	3	9,705,848	按①	91.6	8,890,557	815,291
F c 組合	5	25,273,556	実	77.3	19,536,459	5,737,097
H c 組合	1	6,713,430	実	90.0	6,042,087	671,343
I a 組合	5	27,651,470	実	86.8	24,001,476	3,649,994
I b 組合	6	31,917,249	実	95.0	30,321,387	1,595,862
I d 組合	7	32,139,549	実	90.1	28,957,734	3,181,815
J a 組合	3	16,977,044	実	82.1	13,938,153	3,038,891
L b 組合	5	26,255,300	按①	91.9	24,128,621	2,126,679
L c 組合	6	31,260,107	按①	90.5	28,290,397	2,969,710
M a 組合	7	38,738,779	実	92.1	35,678,415	3,060,364
O a 組合	4	19,340,645	実	90.5	17,503,284	1,837,361
O b 組合	2	12,832,523	実	85.0	10,907,645	1,924,878
P a 組合	10	47,768,858	実	85.6	40,890,142	6,878,716
Q a 組合	4	23,400,368	按②	92.3	21,598,540	1,801,828
Q b 組合	9	65,607,462	按②	90.2	59,177,931	6,429,531
Q c 組合	5	34,153,857	按②	95.2	32,514,472	1,639,385
Q d 組合	4	26,295,144	按②	92.6	24,349,303	1,945,841
R a 組合	10	58,940,740	実	67.9	40,020,762	18,919,978
R b 組合	7	36,219,395	実	56.0	20,282,861	15,936,534
R c 組合	11	58,610,040	実	66.7	39,092,897	19,517,143
R d 組合	12	63,916,860	実	72.2	46,147,973	17,768,887
S c 組合	9	41,278,142	実	81.8	33,765,520	7,512,622
T a 組合	13	73,191,970	実	82.7	60,529,759	12,662,211
T b 組合	20	102,935,143	実	66.6	68,554,805	34,380,338
T c 組合	12	61,417,789	実	79.3	48,704,307	12,713,482
T d 組合	18	108,296,965	実	73.4	79,489,972	28,806,993
V a 組合	8	44,856,573	按①	72.7	32,610,729	12,245,844

V b 組合	6	31,840,079	按①	81.6	25,981,504	5,858,575
V c 組合	5	26,680,271	按①	75.0	20,010,203	6,670,068
V d 組合	7	43,779,233	按①	88.3	38,657,063	5,122,170
W a 組合	3	17,314,067	実	74.7	12,933,608	4,380,459
W b 組合	5	20,392,400	実	92.1	18,781,400	1,611,000
W c 組合	4	23,763,998	実	90.4	21,482,654	2,281,344
W d 組合	4	17,214,347	実	90.0	15,492,912	1,721,435
41 組合等計	291	1,609,766,629			1,297,847,866	311,918,763
合計	448	2,598,324,009			2,051,213,923	547,110,086

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象連合会及び組合等において、共通管理部門の職員の給与等を全額事務費負担金の交付対象経費としている連合会及び組合等について作成した。

3 「左の職員の給与等の額」は、平成15年度の事務費負担金の交付対象経費に計上された共通管理部門の職員の給与等の額であるが、実額が把握できなかった連合会及び組合等についての算出方法及び「給与等の額の根拠」欄の符号の意味は、表2-(1)-⑬の注3及び4と同じである。

4 「按分率」の算出方法は、表2-(1)-⑬の注5と同じである。なお、連合会及び組合等が、共通管理部門の職員については按分していないものの、参事の人件費については人頭割等で按分している場合、参事の人件費の按分に用いている按分率を使用した。

5 「按分後の額」欄の金額は、共通管理部門の職員の給与等の額に按分率を乗じた額であり、事務費負担金の交付対象経費とすべきと認められる額である。

6 「差額」欄の金額は、事務費負担金の交付対象経費とした給与等の額から、制度共済事業分の按分を行った後の給与等の額を減じた額である。

事例 2-(1)-① 調査対象連合会及び組合等のうち、参事等の給与等を全額事務費負担金の交付対象経費としているものの例

組合等名	事例の概要																																												
L b 組合	L b 組合では、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の 5 種類の制度共済事業並びに建物及び農機具等の任意共済事業を行っている。同組合の職員数は、次表のとおり、参事 1 人、共通管理部門 5 人及び共済事業担当 26 人の計 32 人である。共済事業担当 26 人のうち 5 人が任意共済事業を兼任している。 表 L b 組合の部門別の職員数 (単位：人) <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>職員数</th></tr><tr><td colspan="3">参 事</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="3">共通管理部門 (総務課)</td><td colspan="2">課長</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="7">共済事業担当 (農産園芸課、家畜課、果樹課、建物機具課)</td><td rowspan="3">制度共済</td><td>専任</td><td>21</td></tr><tr><td>兼任</td><td>5</td></tr><tr><td>小計</td><td>26</td></tr><tr><td rowspan="3">任意共済</td><td>専任</td><td>0</td></tr><tr><td>兼任</td><td>0</td></tr><tr><td>小計</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>26</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>32</td></tr></table> (注) 当省の調査結果による。 同組合では、任意共済事業を兼任している 5 人については、事務費負担金の交付対象経費を実績報告書に計上するに当たって、任意共済事業分を按分の上、これを除外しており、その按分率は、次表のとおり、2.083 人としている。 表 任意共済事業を兼任している 5 人についての人件費の按分率 <table><tr><td>任意共済事業に従事した実稼動日数（業務日誌により 0.5 日単位で積算）により按分し、5 人に係る任意共済従事割合を、それぞれ 0.405、0.409、0.433、0.415、0.421 人の計 2.083 人分とする。</td></tr></table> (注) 組合からの説明による。 参事は、事務部門の最高責任者として、組合の業務全体の管理・運営に関する企画立案及び業務執行の指揮、監督に当たっていることから、制度共済事業及び任意共済事業の両事業の業務にかかわっている。また、共通管理部門の職員は、組合の管理・運営に関する人事・予算及び経理等の業務に従事していることから、制度共済事業及び任意共済事業の両事業の業務にかかわっている。したがって、参事及び共通管理部門の人件費については、制度共済事業分と任意共済事業分とに按分した上で、事務費負担金の交付対象経費を実績報告書に計上する必要がある。しかし、L b 組合では、按分を行っておらず、いずれも全額を事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上している。 このため、当省において、前述の按分率に基づき、参事及び共通管理部門の職員の人件費として実績報告書に計上すべき対象経費の額を試算したところ、それぞれ 4,825,724 円、24,128,621 円となる。 この額を、事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上された人件費の額と対比すると、次表のとおり、差額はそれぞれ 425,336 円、2,126,679 円の計 2,552,015 円となる。				区分			職員数	参 事			1	共通管理部門 (総務課)	課長		1	その他		4	計		5	共済事業担当 (農産園芸課、家畜課、果樹課、建物機具課)	制度共済	専任	21	兼任	5	小計	26	任意共済	専任	0	兼任	0	小計	0	計		26	合計			32	任意共済事業に従事した実稼動日数（業務日誌により 0.5 日単位で積算）により按分し、5 人に係る任意共済従事割合を、それぞれ 0.405、0.409、0.433、0.415、0.421 人の計 2.083 人分とする。
区分			職員数																																										
参 事			1																																										
共通管理部門 (総務課)	課長		1																																										
	その他		4																																										
	計		5																																										
共済事業担当 (農産園芸課、家畜課、果樹課、建物機具課)	制度共済	専任	21																																										
		兼任	5																																										
		小計	26																																										
	任意共済	専任	0																																										
		兼任	0																																										
		小計	0																																										
	計		26																																										
合計			32																																										
任意共済事業に従事した実稼動日数（業務日誌により 0.5 日単位で積算）により按分し、5 人に係る任意共済従事割合を、それぞれ 0.405、0.409、0.433、0.415、0.421 人の計 2.083 人分とする。																																													

表 L b 組合における制度共済事業に係る参事及び共通管理部門の職員の人件費の按分結果等（試算）

（単位：円、％）

区分	人件費の額 (A)	按分率 (B)	按分後の額 (C=A×B)	差額 (A-C)
参事	5,251,060	91.9	4,825,724	425,336
共通管理部門の職員	26,255,300		24,128,621	2,126,679
計	31,506,360	—	28,954,345	2,552,015

（注） 1 当省の調査結果による。

2 参事の人件費の額は、参事の人件費が把握できなかったため、参事及び共通管理部門の職員の人件費の合計額を参事及び共通管理部門の職員数で除した 1 人当たりの平均額である。

3 共通管理部門の人件費の額は、共通管理部門の職員の人件費が把握できなかったため、参事及び共通管理部門の職員の人件費の合計額を参事及び共通管理部門の職員数で除した 1 人当たりの平均額に共通管理部門の職員数 5 を乗じて算出した。

4 「按分率」は、次のように算出した。

$$\frac{\text{制度共済事業担当職員 } 21 + (5 - 2.083) \text{ 人}}{\text{制度共済事業担当職員 } 26 \text{ 人} + \text{任意共済事業担当職員 } 0 \text{ 人}} \times 100 = 91.9\%$$

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑮ 庁費の細目である修繕維持費や賃借料等の共通経費を按分せずに一律に事務費負担金の交付対象経費としているもの

業務経費のうち、事務費、施設費については、例えば修繕維持費や賃借料などのように用途ごとで制度共済事業と任意共済事業に区分することが困難な経費がある。これらの経費については、制度共済事業と任意共済事業の業務量、従事人員などに基づき事務費負担金の交付対象経費の対象内外に区分する必要があるが、全額事務費負担金の交付対象経費としているものが 3 組合等みられる（N a 組合、N c 組合、N d 組合）。

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑯ 旅費等制度共済事業に係るものと任意共済事業に係るものとに区分が可能な経費等を事務費負担金の交付対象経費に計上しているもの (単位：円)

連合会、 組合等名	対象経費の区分	対象外経費の額			対象外経費の内容
		平成13	14	15	
Z 2 連合会	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	1,330	0	0	補助対象外の用務（「食のフォーラム」への出席）に対する旅費
Z 9 連合会	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	61,700	0	25,900	補助対象外の用務（新任あいさつほか）に対する旅費
Z 10 連合会	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	170,790	0	補助対象外の用務（任意共済事業）に対する旅費
Z 14 連合会	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	88,680	0	補助対象外の用務（全国農業共済組合主催の農業共済事務機械化全国交流会議ほか）に対する旅費
A c 組合	旅費 旅費交通費 役員旅費交通費	0	228,805	50,200	補助対象外の用務（総代会、祝賀会ほか）に対する旅費
B b 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	31,230	0	補助対象外の用務（梨まつりほか）に対する旅費
B c 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	11,800	8,000	補助対象外の用務（退職準備セミナー会議ほか）に対する旅費
B d 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	0	2,100	補助対象外の用務（会議）に対する旅費
D a 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	37,200	13,100	2,240	補助対象外の用務（資金運用セミナーほか）に対する旅費
	庁費 業務費 会議費	0	0	7,112	飲食代金
D c 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	3,400	0	9,200	補助対象外の用務（資金運用セミナーほか）に対する旅費
D d 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費 ほか	-	-	-	補助対象外の用務に対する旅費（注3）
J a 組合	庁費 損害評価費 会議費	0	363,975	384,300	会議出席者に対する粗品
	庁費 業務費 会議費	69,646	117,645	144,900	会議出席者に対する粗品
J b 組合	庁費 損害評価費 賃借料	336,000	447,860	380,100	損害評価員の先進地視察のためのバス借上代金
G c 組合	人件費 人件費 法定福利費	0	0	13,698	（厚生年金掛金の計算誤り）
N b 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	0	28,930	補助対象外の用務（農機具共済専門講習会ほか）に対する旅費
N d 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	0	4,240	補助対象外の用務（農機具共済専門講習会）に対する旅費
O a 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	0	9,000	補助対象外の用務（任意共済事業推進視察研修会ほか）に対する旅費
O c 組合	人件費 人件費 法定福利費	0	309,626	0	任意共済事業担当職員の労災保険料、雇用保険料、厚生年金特例業務負担金
O d 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	0	24,680	補助対象外の用務（資金運用セミナーほか）に対する旅費

P d 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	-	-	-	補助対象外の用務に対する旅費（注3）
R d 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	1,500	0	0	補助対象外の用務（職業能力開発事業の給付申請）に対する旅費
R c 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	25,200	0	0	補助対象外の用務（農業共済新聞普及拡大大会出席）に対する旅費
S a 組合	人件費 人件費 職員給料手当	0	0	465,450	（給与等の実支払額との相違）
	旅費 旅費交通費 役員旅費交通費	0	0	56,000	補助対象外の用務（国会議員に対する陳情）に対する旅費
	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	0	54,000	補助対象外の用務（国会議員に対する陳情）に対する旅費
S b 組合	旅費 旅費交通費 職員旅費交通費	0	98,700	0	補助対象外の用務（先進地視察ほか）に対する旅費
S c 組合	人件費 人件費 職員給料手当	0	121,804	0	（給与等の実支払額との相違）
T a 組合	人件費 人件費 法定福利費	0	60,720	69,960	任意共済事業担当職員の厚生年金特例業務負担金
T c 組合	人件費 人件費 法定福利費	0	126,000	125,280	任意共済事業担当職員の厚生年金特例業務負担金
T d 組合	人件費 人件費 法定福利費	0	169,420	206,500	任意共済事業担当職員の厚生年金特例業務負担金
U a 組合	庁費 施設費 賃借料	7,294,120	5,204,950	5,463,810	職員住宅の借上料
	庁費 施設費 維持修繕費	5,250	1,640,125	0	組合が建設した職員住宅の修繕費用
U c 組合	庁費 施設費 維持修繕費	0	441,000	0	組合が建設した職員住宅の修繕費用
V b 組合	人件費 人件費 職員給料手当	1,897,741	0	0	年度途中で、任意共済事業担当から制度共済事業担当に異動した職員の人件費
W b 組合	人件費 人件費 職員給料手当	0	3,505,755	0	任意共済事業担当職員の人件費
	人件費 人件費 法定福利費	0	251,384	0	任意共済事業担当職員の福利厚生費
計		9,733,087	13,403,369	7,535,600	（3年度計、30,672,056円）

（注）1 当省の調査結果による。

2 「対象経費の区分」欄の上段は、交付要綱の経費区分であり、中段及び下段は、局長通知別紙の中分類及び小分類である。

3 用務による区分を行わず、旅費の支出額に、前年度の事業規模点数に基づく任意共済事業の業務比率を乗じて算出したり、組合の全職員数に占める任意共済事業従事職員数の比率を乗じて算出するなど、一律に按分を行って、交付対象経費を算出している（対象外経費の額は試算不能）。

事例 2-(1)-② 旅費等制度共済事業に係るものと任意共済事業に係るものとに区分が可能な経費等を事務費負担金の交付対象経費に計上しているものの例

連合会、組合等名	経費区分	事例の内容																																																																						
Z 14 連 合 会	旅 費（職 員 旅 費 交 通 費）	Z14連合会は、次表のとおり、事務費負担金の交付対象経費とされていない用務の旅費、計8万8,680円を職員旅費交通費に計上している。																																																																						
		表 事務費負担金の交付対象とならない用務での出張の内容 （単位：円）																																																																						
		<table><tr><th>出張年月日</th><th>出張先</th><th>旅費</th><th>用務</th></tr><tr><td>平成15年1月20日から21日</td><td>d 県</td><td>43,940</td><td>社団法人全国農業共済協会が主催する事務機械化全国交流会議に出席</td></tr><tr><td>平成15年3月27日から28日</td><td>d 県</td><td>44,740</td><td>社団法人全国農業共済協会が主催する事業運営検討会に出席</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>88,680</td><td></td></tr></table>	出張年月日	出張先	旅費	用務	平成15年1月20日から21日	d 県	43,940	社団法人全国農業共済協会が主催する事務機械化全国交流会議に出席	平成15年3月27日から28日	d 県	44,740	社団法人全国農業共済協会が主催する事業運営検討会に出席	計		88,680																																																							
		出張年月日	出張先	旅費	用務																																																																			
		平成15年1月20日から21日	d 県	43,940	社団法人全国農業共済協会が主催する事務機械化全国交流会議に出席																																																																			
平成15年3月27日から28日	d 県	44,740	社団法人全国農業共済協会が主催する事業運営検討会に出席																																																																					
計		88,680																																																																						
(注) 当省の調査結果による。																																																																								
なお、「事務機械化全国交流会議」については、社団法人全国農業共済協会が作成した「NOSAI団体の経理処理の解説（業務勘定）平成12年改訂版」において、補助対象外経費とすることが明記されている。																																																																								
J a 組 合	庁 費（損 害 評 価 費（会 議 費））、 （ 業 務 費 （会 議 費））	損害評価費の事務費負担金の交付対象経費は、局長通知に基づき、損害評価を行うのに要する会議費、賃金、賃借料及び燃料費とされている。また、会議費については、損害評価費の会議費、業務費の会議費のいずれも、交付対象経費は、会場借料、茶菓及び昼食代とされている。																																																																						
		しかし、J a 組合は、各地区で開催する損害評価員会議及び共済連絡員会議において、会議出席者に粗品を配布し、その経費を損害評価費又は業務費の会議費に計上している。																																																																						
		組合が、事務費負担金の交付対象経費に計上した粗品の代金は、次表のとおり、調査対象とした平成13年度から15年度3か年合計で108万466円となっている。																																																																						
		表 粗品を配布した会議及びその支出金額 （単位：人、円）																																																																						
		<table><tr><th>開催年月日</th><th>会議名</th><th>出席者数</th><th>支出金額</th><th>経費区分</th></tr><tr><td>平成13年4月20日</td><td>麦損害評価員会議</td><td>50</td><td>51,975</td><td>業務</td></tr><tr><td>5月10日</td><td>麦損害評価員会議</td><td>17</td><td>17,671</td><td>業務</td></tr><tr><td colspan="2">13年度計</td><td></td><td>69,646</td><td></td></tr><tr><td>平成14年4月19日</td><td>麦損害評価員会議</td><td>50</td><td>51,150</td><td>損評</td></tr><tr><td>5月19日</td><td>麦損害評価員会議</td><td>57</td><td>58,311</td><td>損評</td></tr><tr><td>5月26日</td><td>麦損害評価員会議</td><td>17</td><td>17,391</td><td>損評</td></tr><tr><td>5月30日ほか</td><td>7地区水稻連絡員会議</td><td>115</td><td>117,645</td><td>業務</td></tr><tr><td>8月19日ほか</td><td>7地区水稻損害評価員会議</td><td>115</td><td>119,485</td><td>損評</td></tr><tr><td>8月1日</td><td>水稻損害評価員会議</td><td>50</td><td>51,150</td><td>損評</td></tr><tr><td>8月17日</td><td>水稻損害評価員会議</td><td>44</td><td>34,650</td><td>損評</td></tr><tr><td>8月17日</td><td>水稻損害評価員会議</td><td>18</td><td>14,175</td><td>損評</td></tr><tr><td>月日不明</td><td>水稻損害評価員会議</td><td>17</td><td>17,663</td><td>損評</td></tr><tr><td colspan="2">14年度計</td><td></td><td>481,620</td><td></td></tr></table>	開催年月日	会議名	出席者数	支出金額	経費区分	平成13年4月20日	麦損害評価員会議	50	51,975	業務	5月10日	麦損害評価員会議	17	17,671	業務	13年度計			69,646		平成14年4月19日	麦損害評価員会議	50	51,150	損評	5月19日	麦損害評価員会議	57	58,311	損評	5月26日	麦損害評価員会議	17	17,391	損評	5月30日ほか	7地区水稻連絡員会議	115	117,645	業務	8月19日ほか	7地区水稻損害評価員会議	115	119,485	損評	8月1日	水稻損害評価員会議	50	51,150	損評	8月17日	水稻損害評価員会議	44	34,650	損評	8月17日	水稻損害評価員会議	18	14,175	損評	月日不明	水稻損害評価員会議	17	17,663	損評	14年度計			481,620	
		開催年月日	会議名	出席者数	支出金額	経費区分																																																																		
		平成13年4月20日	麦損害評価員会議	50	51,975	業務																																																																		
		5月10日	麦損害評価員会議	17	17,671	業務																																																																		
		13年度計			69,646																																																																			
		平成14年4月19日	麦損害評価員会議	50	51,150	損評																																																																		
		5月19日	麦損害評価員会議	57	58,311	損評																																																																		
		5月26日	麦損害評価員会議	17	17,391	損評																																																																		
		5月30日ほか	7地区水稻連絡員会議	115	117,645	業務																																																																		
		8月19日ほか	7地区水稻損害評価員会議	115	119,485	損評																																																																		
		8月1日	水稻損害評価員会議	50	51,150	損評																																																																		
		8月17日	水稻損害評価員会議	44	34,650	損評																																																																		
		8月17日	水稻損害評価員会議	18	14,175	損評																																																																		
		月日不明	水稻損害評価員会議	17	17,663	損評																																																																		
		14年度計			481,620																																																																			

		平成15年 5 月 6 日	麦損害評価員会議	17	17,850	損評
		5 月13日	麦損害評価員会議	55	57,750	損評
		5 月13日	果樹連絡員会議	10	10,500	業務
		5 月14日	麦損害評価員会議	60	63,000	損評
		5 月20日	果樹連絡員会議	23	24,150	業務
		5 月27日ほか	7 地区水稻連絡員会議	105	110,250	業務
		8 月19日ほか	7 地区水稻損害評価員会議	100	136,500	損評
		8 月 5 日	水稻損害評価員会議	63	66,150	損評
		8 月11日	水稻損害評価員会議	24	25,200	損評
		8 月31日	水稻損害評価員会議	17	17,850	損評
		15年度計			529,200	
		3 か年度計			1,080,466	
		(注) 1 当省の調査結果による。 2 「経費区分」欄の「損評」は損害評価費の会議費から、「業務」は業務費の会議費から支出されているものである。				
J b 組合	庁費(損害評価費(賃借料))	J b 組合は、損害評価費の事務費負担金の交付対象経費とされていない損害評価委員の視察旅行のためのバスの借上代金を損害評価費の賃借料に計上している。 J b 組合が、事務費負担金の交付対象経費に計上したバス借上料の代金は、次表のとおり、調査対象とした平成13年度から15年度の3 か年合計で116万3,960円となっている。				
		表 視察旅行の実施状況及びその支出金額 (単位：円)				
		旅行日	旅行先		旅行者数	支出額
		平成13年 11月 1 日から 2 日	G 県	J A 統一撰果場	損害評価委員60名、事務組合職員3名	336,000
			E 県	(株) K 社 S 工場		
		14年 10月29日から30日	b 県	t 事務組合(農業共済センター)	損害評価委員60名、事務組合職員5名	447,860
		15年 10月30日から31日	c 県	n 地域農業共済組合	損害評価委員51名、事務組合職員5名	380,100
		3 か年度計				1,163,960
		(注) 1 当省の調査結果による。 2 旅行の目的は、いずれも先進地視察である。				
R c 組合	旅費(職員旅費交通費)	職員旅費交通費の事務費負担金の交付対象経費は、局長通知に基づき、職員が、引受事務、損害評価事務及び指導連絡を行うのに要する旅費交通費並びに県中央会議、地区会議及び国、県等が主催する研修会に出席するのに要する旅費交通費とされている。 しかし、R c 組合は、事務費負担金の交付対象経費とされていない民間団体の行事「農業共済新聞東北総局新運動拡大大会」(平成13年 6 月 6 日及び 7 日、m 町で開催)への出張旅費(2 人分)2万5,200円を職員旅費交通費に計上している。				
S a 組合	人件費(職員給料手当)	S a 組合は、平成15年 6 月 3 日から16年 3 月31日まで約 9 か月間病気休職し、給与が減額されている職員 1 人がいるにもかかわらず、給与台帳を確認しないまま、減額しない給与額に基づき職員給料手当の積算を行い、その額を実績報告書に記載している。				

		このため、実際の支払額（206万4,328円）と実績報告書への記載額（262万2,865円）には、55万8,537円の差が生じている。ただし、当該職員は、任意共済事業にも関与しているため、任意共済事業に係る業務量を按分し、事務費負担金交付対象額から除外した後の事務費負担金の交付対象経費の額は、46万5,450円である。																				
S b 組合	旅 費 （ 職 員 旅 費 交 通 費 ）	S b 組合は、次表のとおり、事務費負担金の交付対象経費とされていない用務の旅費、計9万8,700円を職員旅費交通費に計上している。 表 事務費負担金の交付対象とならない用務での出張の内容 （単位：円） <table><tr><th>出張年月日</th><th>出張先</th><th>旅費</th><th>用務</th></tr><tr><td>平成14年 7月25日から27日</td><td>a 県 c 市 ほか</td><td>78,200</td><td>ミルクランド協議会の先進地視察研修に参加。県内の先進酪農地（牧場）等を視察</td></tr><tr><td>14年 11月 9 日から10日</td><td>b 県 t 町</td><td>6,000</td><td>平成14年度日本家畜臨床学会学術集合及び年次総会に出席</td></tr><tr><td>14年12月 9 日</td><td>b 県 t 町</td><td>14,500</td><td>平成14年度家畜臨床部会乳牛部会担当者会議に出席</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>98,700</td><td></td></tr></table> （注） 1 当省の調査結果による。 2 「出張先」欄の県及び市町名は、本表の限りの符号であり、本報告書で用いている道府県等の符号とは連動していない。	出張年月日	出張先	旅費	用務	平成14年 7月25日から27日	a 県 c 市 ほか	78,200	ミルクランド協議会の先進地視察研修に参加。県内の先進酪農地（牧場）等を視察	14年 11月 9 日から10日	b 県 t 町	6,000	平成14年度日本家畜臨床学会学術集合及び年次総会に出席	14年12月 9 日	b 県 t 町	14,500	平成14年度家畜臨床部会乳牛部会担当者会議に出席	計		98,700	
出張年月日	出張先	旅費	用務																			
平成14年 7月25日から27日	a 県 c 市 ほか	78,200	ミルクランド協議会の先進地視察研修に参加。県内の先進酪農地（牧場）等を視察																			
14年 11月 9 日から10日	b 県 t 町	6,000	平成14年度日本家畜臨床学会学術集合及び年次総会に出席																			
14年12月 9 日	b 県 t 町	14,500	平成14年度家畜臨床部会乳牛部会担当者会議に出席																			
計		98,700																				
W b 組合	人 件 費 （ 人 件 費、職員 給 料 手 当）、人 件 費（法 定 福 利 費）	任意共済事業に係る経費については、国庫補助対象外であることから、実績報告書の事務費負担金の交付対象経費からは除外することとなっている。 しかし、W b 組合、平成14年度実績報告書で報告している事務費の執行額2億3,984万4,167円には、任意共済事業従事者1人の人件費（一般職員給料手当350万5,755円及び福利厚生費25万1,384円、計375万7,139円）が含まれている。																				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑰ 任意共済事業の業務収支の明確化に係る通達

通達名	業務収支の制度共済事業と任意共済事業の区分方法
任意共済事業の業務収支の明確化について (昭和39年3月23日付け39農経B第1271号)	業務収支のうち、制度共済事業と任意共済事業に区分可能なものはそれぞれの収支に区分する。制度共済事業と任意共済事業に区分できない収支は、「共通収益」又は「共通経費」とする。 共通収益及び共通経費は、期末において制度共済事業と任意共済事業に分割処理を行う。 なお、人件費のうち、職員の給料手当については、共済事業担当職員にあっては、制度共済事業担当と任意共済事業担当に区分し、それぞれの経費とするが、参事等の特別職員及び庶務係、経理係等共通の業務に従事する職員にあっては共通経費で処理する。

(注) 1 通達に基づき当省が作成した。

2 昭和39年の「任意共済事業の業務収支の明確化について」は、とりあえず任意共済の経営実績を明確にするために発出したものであって、任意共済事業を事務費負担金の交付対象経費から除外することを指示したものではない。

表 2-(1)-⑱ 「連合会検査における重点事項」及び常例検査用チェックリストにおける事務費負担金等に係る記述内容

○ 連合会検査における重点事項（平成 16 年度）

Ⅱ 財務損益関係

5 国庫補助対象経費の整理区分は、適正に行われているか。

一般事務費負担金及び特別事務費補助金に係る国庫補助対象経費の整理区分は、補助元帳において適正に区分していない場合は、指摘するとともに、過去の行政監察で指摘を受けた事例が認められた場合は、講評の場で例示して指導する。

また、任意共済担当に係る役職員の人件費を国庫補助対象経費から除外しているか。共通経費を一定の割合で国庫補助対象経費から除外しているかなどを確認し、不適切の場合は指導する。

○ 16年度財務損益関係のチェックリスト

V 国庫補助対象経費の整理状況

検査日の前年度の補助元帳のうち、国庫補助対象として分離した、帳簿1年分を各支出科目別に確認する。特に、補助元帳の「摘要欄」に記入された事項と「支出金額」を中心に、支出の内容をさらに確認する場合は、「請求書又は請求明細書」と照合する。その結果、「補助対象外」とすべきものを「補助対象」としていた場合で、件数及び支出金額からみて、注意だけにとどめ難いものについては、検査講評する。（ただし、文書指摘は行わない。）

1 任意共済の区分方法は適正か。

(1) 人件費については、任意担当職員を国庫補助対象外としているか。また、役員や参事についても、その一部を国庫補助対象外として区分していることが望ましい。（法定福利費も同様）

(2) 共通経費についても区分を行っているか。この場合、区分基準をどのようにしているか。

2 「農業共済団体等運営事業に係る国庫補助対象経費について」（経済局長通知54農経B第1332号）に規定する以外のものを、補助対象経費としていないか。特に、会議費（すべての会議費を含む）、講習会費に注目し、夕食代、アルコール類、土産品代が補助対象に含まれている場合は講評の対象とする。

3 午後から開催する会議に、昼食代を支出し、国庫補助対象としていないか。（会議開催文書又は議事録と照合する。）

4 独立行政法人農林漁業信用基金又は（社）全国農業共済協会の主催する会議出席旅費を国庫補助対象としていないか。

○ 附 財務損益・実務のチェックリスト

12 国庫補助対象経費の整理状況（整理区分は起票時か。起案時か。入力時か。）「農業共済団体等運営事業に係る国庫補助対象経費について」（54農経B第1332号経済局長通知）の規定以外のものを補助対象経費としていないか。

補助元帳のうち、前年度分、当該年度分の各支出科目（旅費交通費、会議費、講習会費等）ごとに国庫補助対象として整理したものについて確認する。特に、補助元帳の「摘要欄の記入事項」と「支出金額」を、更に「支出内容」と「請求書、請求明細書」を照合し、「補助対象外」を「補助対象」としている場合、件数、支出金額からみて講評で注意する。

(1) 任意共済の区分の方法は適正か。

ア 人件費（法定福利費も）は、任意担当職員のほか、役員、参事の一部を補助対象外として分離することが望ましい。

イ 共通経費についても区分をしているか、区分の基準をどのようにしているか。

① 期末に対象、対象外の処理

② 人件費等の補助対象に家畜診療所の診療行為を行っている者が含まれていないか。

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金及び（社）全国農業共済協会が独自に主催する会議に対する出席旅費を補助対象としていないか。

(3) 会議費、講習会費に夕食代、アルコール類、土産品代が補助対象に含まれている場合は講評の対象とする。

午後1時以降から開催の会議に昼食代を支出し、補助対象としてないか。（会議開催文書、議事録と照合する）

(注) 1 「連合会常例検査における重点事項」は、農林水産省が、連合会の常例検査に際して特に留意して検査する事項として毎年度作成しているものである。

2 「16年度財務損益関係のチェックリスト」及び「附 財務損益・実務のチェックリスト」は、農林水産省が連合会の常例検査を実施する際に使用しているチェックリストである。

表 2-(1)-⑱ 調査対象都道府県の常例検査チェックリストにおける職員の人件費の按分に係るチェック項目の有無

区分 道府県名	使用しているチェックリスト	調査対象都道府県の常例検査チェックリストにおける職員の人件費の按分に係るチェック項目の有無	備考
A 県	なし	×	
B 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
C 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
D 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
E 府	独自に作成	×	
F 県	独自に作成	×	
G 県	独自に作成	×	
H 県	独自に作成	×	
I 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
J 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
K 県	独自に作成	△	人件費等共通経費の按分方法をチェックすることとしている。
L 県	独自に作成	×	
M 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
N 県	独自に作成	×	
O 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
P 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
Q 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
R 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
S 県	独自に作成	×	
T 県	独自に作成	×	
U 県	独自に作成	×	
V 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	
W 県	農林水産省の常例検査ポイント集を使用	×	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「農林水産省の常例検査ポイント集」は、農林水産省が都道府県の常例検査担当職員の研修資料として作成し、一部の都道府県に配布しているものである。

なお、「使用しているチェックリスト」欄において、「農林水産省の常例検査ポイント集を使用」と記載したものには、常例検査ポイント集をそのまま使用しているもののほか、一部、道府県独自の着眼点を付加しているものを含む。

3 常例検査ポイント集は、検査のポイントとして「任意共済関係分を国庫補助対象から除外しているか」と記載されているが、人件費の按分方法をチェックすることとはされていない。

表 2-(1)-㊹ 当省の試算によれば、事務費負担金が過大に交付されているとみられるもの

(単位：千円)

組合等名	年度	事務費負担金の 交付対象経費 (A)	事務費負担金額 (B)	差 (C=A-B)	対象外とみられ る経費 (D)	過大交付額 (E=D-C)
F b 組合	平 15	104,720	104,581	139	1,087	948
I d 組合	15	133,145	130,240	2,905	3,182	277
M a 組合	15	233,075	231,979	1,096	3,338	2,242
O a 組合	15	137,438	136,841	597	2,556	1,959
P e 組合	15	1,656,161	1,651,148	5,013	6,879	1,866
Q b 組合	15	370,818	365,543	5,275	7,016	1,741
W a 組合	15	148,575	142,704	5,871	6,545	674
W b 組合	14	239,844	237,642	2,202	3,757	1,555
	15	235,831	234,495	1,336	3,450	2,114
計		3,259,607	3,235,173	24,434	37,809	13,375

(注) 1 当省の調査結果による。

2 連合会及び組合等が事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上した経費のうち、事務費負担金の交付対象経費に計上することが適切ではないとみられる経費を事務費負担金の交付対象経費から除外した結果、事務費負担金交付額が事務費負担金の交付対象経費を上回る組合等を計上した。

3 端数整理の関係で、「計」欄と各欄の計は一致しない場合がある。

表 2-(1)-㉑ 職員給与等の改定の人事院勧告等への準拠状況

(単位：連合会、組合等)

区分	調査対象数	うち、市町村及び一部事務組合を除く数	平成14年度及び15年度ともに、給与等の改定を適切に行っているもの	給与等の改定を適切に行っていないもの	平成14年度	15年度	14及び15の両年度
連合会	22	22	17	4	1	1	2
組合等	85	77	59	11	3	0	8
計	107	99	76	15	4	1	10

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「給与等の改定を適切に行っていないもの」の詳細は、表 2-(1)-㉒参照。

表 2-(1)-㉒ 給与等の改定を適切に行っていないもの

(単位：円)

連合会、組合等名	年度	給与等の改定状況		人事院勧告等に準拠して給与等を改定した場合の遡及額(試算)
		本俸	期末・勤勉手当	
Z 4 連合会	平 14	年度途中	翌年度	6,476,376
Z 5 連合会	15	翌年度	翌年度	6,103,047
Z 10 連合会	14	年度途中	改定	1,309,411
	15	年度途中	翌年度	2,138,444
Z 17 連合会	14	年度途中	改定	2,619,819
	15	年度途中	改定	1,260,077
C a 組合	14	年度途中	改定	3,381,611
C b 組合	14	翌年度	改定	4,421,879
	15	年度途中	翌年度	5,405,192
C c 組合	14	翌年度	翌年度	3,088,493
	15	年度途中	翌年度	2,547,991
C d 組合	14	翌年度	改定	1,528,969
	15	翌年度	翌年度	1,987,167
S b 組合	14	改定	翌年度	3,683,331
T c 組合	14	年度途中	改定	1,818,882
U b 組合	14	年度途中	翌年度	1,077,079
	15	年度途中	翌年度	591,904
U d 組合	14	年度途中	翌年度	1,016,870
	15	年度途中	翌年度	418,384
U f 組合	14	翌年度	翌年度	3,299,336
	15	翌年度	翌年度	1,807,391
U g 組合	14	翌年度	翌年度	1,963,249
	15	翌年度	翌年度	1,063,687
V d 組合	14	年度途中	改定	3,001,860
	15	年度途中	翌年度	4,447,148
計				66,457,597

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象連合会及び組合等のうち、給与等の改定を人事院勧告等に準拠せずに、年度途中又は翌年度から行っている連合会及び組合等を計上した。なお、i)連合会及び組合等の給与等の準拠先が地方公共団体である場合であって、準拠先となる地方公共団体自体が年度途中又は翌年度から給与等改定しているもの、ii)給与等額が増額になる場合についても従来から遡及改定を行っていないものについては計上していない。

3 「改定」は、給与等の減額改定を当該年度の4月に遡って行っているもの、「翌年度」は、給与

等の減額改定を当該年度に行わず、翌年度の4月から行っているもの、「年度途中」は、給与等の減額改定を当該年度の4月に遡らず年度途中から行っているものである。

- 4 「人事院勧告等に準拠して給与等を改定した場合の遡及額(試算)」欄の金額は、当省が次の方法で試算した。

(1) 本俸を改定していない場合

ア 本俸と期末勤勉手当額が個別に把握可能な場合

$$\text{試算額} = \text{本俸} \times \text{改定率} + \text{期末・勤勉手当} \times \text{改定率}$$

(注) 1 「本俸」及び「期末・勤勉手当」は、実績報告書に記載された事務費負担金の交付対象経費のうち、本俸及び期末勤勉手当の額である(以下同じ。)

2 「改定率」は、原則として、人事院勧告に基づく国家公務員給与の平均改定率(平成14年度は、2.0%、15年度は、1.1%)を用いたが、給与等の準拠先が地方公共団体である場合であって、当該地方公共団体の平均改定率が把握可能な場合にはその率を用いた(以下同じ。)

イ 本俸と期末勤勉手当額が個別に把握できない場合

$$\text{試算額} = \text{給与総額} \times \text{改定率}$$

(注) 「給与総額」は、実績報告書に記載された事務費負担金の交付対象経費のうち、人件費の額又は給与及び期末・勤勉手当の合計額である(以下同じ。)

(2) 期末勤勉手当を改定していない場合

ア 本俸と期末・勤勉手当額が個別に把握可能な場合

$$\text{試算額} = \text{期末・勤勉手当} \div \text{改定前の期末・勤勉手当支給月数} \times \text{改定月数}$$

(注) 「改定月数」は、期末・勤勉手当の支給月数の減少数であり、平成14年度は0.05月、15年度は0.25月である。(以下同じ。)

イ 本俸と期末・勤勉手当額が個別に把握できない場合

$$\text{試算額} = \text{給与総額} \div (12 + \text{改定前の期末・勤勉手当支給月数}) \times \text{改定月数}$$

(3) 本俸と期末・勤勉手当の両方を改定していない場合

ア 本俸と期末勤勉手当額が個別に把握可能な場合

上記(1)のアと(2)のアの合計額

イ 本俸と期末勤勉手当額が個別に把握できない場合

上記(1)のイと(2)のイの合計額